

新しい時代を担う体力づくり

4月1日から市役所の組織体制が変わります

第29回

市役所では、市民の皆さんへのサービスを維持しつつ行政コストを削減するため、あらゆる改革を進めています。今年度は、昨年度から引き続き、歳出抑制に向けた事務事業の見直しを行ったほか、本庁組織の効率化など15の課題を、市長、副市長、職員が一丸となって検討し、平成20年度に実施する改革事項を定めました。

今月号では、このうち、市役所組織の再編の概要についてお知らせします。



◆本庁・地域局体制の再編

地域局は、職員数が減少する中で、地域の特色を生かした地域振興および限界集落（65歳以上の高齢者が住民の50%以上となっている集落）の再生など、新たな地域課題に対応できる仕組みにするとともに、市の政策と地域政策との整合性の確保、地域で立案された施策などについて円滑な事業推進を図るために政策監理部の所管とし、市民サービス、まちづくり、公民館事業を一体的に推進できる組織に見直します。

▼主な再編内容▲

●地域局の「まちづくり課」「市民課」を廃止して地域局を一つの課とし、新たに「まちづくり係」「市民係」「公民館係」の3係を設けます。

●地域局長は公民館長を兼務します。

◆「収納対策室」の設置

負担の公平化を図る観点から、市民生活部に新たに「収納対策室」を設置し、市税、保険料、家賃などの滞納者に対して、集中的、専門的な徴収を行います。

また、管理を容易にするため、総務部に所属していた「税務課」を市民生活部の所管とします。

◆健康と福祉の連携強化

本市では、人口の3分の1が高齢者という超高齢社会となっております。限界集落も増加しつつあります。このような状況の中で、地域の存立と

活力を保つていくためには、何よりも健康・福祉施策の連携強化が不可欠です。

また、発達障害児対策においても、健康施策と福祉施策の連携強化が求められています。このため、市民生活部の「健康課」を「福祉部」に移管し、名称を「健康福祉部」に改めます。

◆「生活環境部」の設置

安全で安心な生活環境を守るため、環境に関係する機能を統合し「生活環境部」を新設します。

これに伴い、企業局を廃止し、下水道および水道事業を「上下水道管理課」「上下水道施設課」として生活環境部に位置づけるほか、市民生活部から清掃、公害、琴弾クリーンセンターなどの事務事業を移管して「環境課」を新設します。

◆都市整備部の見直し

事務の効率化を図るため、都市整備部建設課に同部管理課を統合したうえで、産業経済部から「地籍調査課」を都市整備部に移管し、「建設課」「都市計画課」「地籍調査課」の3課体制とします。